

# 日野川流域水利用協議会規約

(名称)

第1条 本会は、日野川流域水利用協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日野川水系の水利用に関し、関係する行政機関及び水利使用者等が情報交換等を行い、相互の連携を密にすることで水利問題等に対処し、日野川流域の円滑な水利用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の各号について協議する。

- (1) 河川の状況に関する事項
- (2) 水利用の実態に関する事項
- (3) 水利用の調整に関する事項
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を関係委員と協議し、出席を求めることができる。

- 2 協議会には、会長を置き、国土交通省日野川河川事務所長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、原則として年一回定例会議を開催するものとし、会長はその議長となる。

- 2 その他会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合にも随時開催するものとする。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置き、別表に掲げる幹事によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を関係幹事と協議し、出席を求めることができる。

- 2 幹事会は、協議会から付託された事項の推進を図り、その検討結果を協議会に報告するものとする。
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省日野川河川事務所副所長（技）がこれにあたる。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、国土交通省日野川河川事務所流域治水課に置くものとする。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要がある場合は、定例会議において委員の同意を得てこれを行

うことができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この規約は、平成12年1月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月15日から施行する。